

議 第 5 号

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する
法律等の廃止を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
国 土 交 通 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

安倍政権は、カジノを我が国の成長戦略の目玉と位置付け、十分な国会審議を経ることなく成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下「IR推進法」という。）及び特定複合観光施設区域整備法（以下「IR実施法」という。）により、カジノ施設の設置を強行しようとしている。

IR推進法及びIR実施法によれば、カジノ施設を含む特定複合観光区域の整備は、観光及び地域経済の振興等に寄与するとされている。しかし、カジノ施設の設置が地域経済の衰退につながった海外の事例もあるほか、犯罪資金の流入、周辺地域の治安悪化、青少年への悪影響等の弊害も指摘されている。

また、IR実施法では、カジノ事業者の資金貸付業務が認められるなど、客を深くのめり込ませる制度が盛り込まれ、世界最悪の水準と推計される我が国のギャンブル等依存症患者の増加が懸念されている。さらに、先般カジノ誘致を巡る収賄容疑で現職の国会議員が逮捕・起訴されるなど、業界との癒着も疑われており、到底カジノ施設の設置を推進することは許されない状況である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、人の不幸や悲劇を食いものにし、多くの重大な弊害を生じさせるカジノ施設の設置を中止するため、IR推進法及びIR実施法を直ちに廃止するよう強く要請する。